

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年3月12日
【会社名】	株式会社医学生物学研究所
【英訳名】	MEDICAL&BIOLOGICAL LABORATORIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 淳
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄四丁目5番3号
【電話番号】	(052)238-1901（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理統括本部長 中井 邦彦
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄四丁目5番3号
【電話番号】	(052)238-1901（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理統括本部長 中井 邦彦
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当 4,499,968,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,704,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1,000株です。

(注) 1 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、平成25年3月12日（火）開催の当社取締役会の決議に基づくものです。

2 当社普通株式にかかる振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 当社は、本第三者割当における払込日が3月の最終営業日に該当するため、上記新規発行株式に係る払込みが行われた場合であっても、株主名簿管理事務手続上、J S R株式会社が平成25年6月開催予定の当社第44回定時株主総会（以下「第44回定時株主総会」といいます。）に係る基準日における株主として株主名簿に記載されない場合に備え、J S R株式会社が本第三者割当における払込みを実行したこと及びJ S R株式会社が第44回定時株主総会に係る基準日において株主名簿に記載又は記録されなかったことを条件として、会社法第124条第4項に基づき、J S R株式会社に対し、第44回定時株主総会における上記発行株式数に係る議決権を付与する旨の決議を行っております。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	8,704,000株	4,499,968,000	2,254,336,000
一般募集			
計（総発行株式）	8,704,000株	4,499,968,000	2,254,336,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
517	259	1,000株	平成25年3月29日		平成25年3月29日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4 払込期日までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、上記株式の割り当ては行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社医学生物学研究所 本店	名古屋市中区栄四丁目5番3号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋中央支店	愛知県名古屋市中区錦三丁目21番24号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,499,968,000	27,250,000	4,472,718,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、弁護士費用、フィナンシャルアドバイザー手数料、その他費用です。

(2)【手取金の使途】

当社は、成長投資のための資金を確保し、いち早く新規技術へ投資を実行することで次世代の技術・開発力の確保に取り組みことで当社の成長を維持・加速させるため、本第三者割当による調達資金を以下の使途に充当する予定です。

なお、当社の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 3 . 設備計画の変更について」に記載のとおりであります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
1. ライフサイエンス領域の企業買収(M & A)	1,400	平成25年4月～平成27年3月
2. ライセンス・シードの獲得	1,000	平成25年4月～平成27年3月
3. 設備投資	873	平成25年10月～平成27年3月
4. 関連企業出資	1,000	平成25年4月～平成26年3月
5. ファンド組成	200	平成25年10月～平成27年3月

1. ライフサイエンス領域の企業買収(M & A)

当社は、当社の事業とシナジーが見込める分野及び当社の事業展開において必要とされている分野、具体的には(a) 免疫組織染色、F I S H技術などの病理関連企業、(b) 自動機器対応の技術と基盤を有する医療機器関連企業、(c) 当社事業と競合せず、かつ、シナジーが見込める基礎研究・創薬支援関連企業に対して積極的なM & Aを実施し、技術・開発力の確保を図って参ります。

(注) ライフサイエンス領域とは、一般的には生命科学と呼ばれ、生命現象を解明する為に、従来の学問の枠を取り払いあらゆる角度から総合的にとらえていこうとする学問分野のことをいいます。

2. ライセンス・シードの獲得

当社は、当社事業の研究開発に有用と考えられるライセンス・シード、具体的には(a) 遺伝子診断薬関連シード、(b) 抗体医薬シード開発、(c) 体外診断薬シード、(d) バイオマーカーシードを取得し、当社事業における研究開発を加速化させ成長の促進を図ります。

(注) ライセンス・シードとは、企業や研究者が持つ技術、ノウハウ、特許などの新規事業を創出していく上で必要となるビジネスの種のことをいいます。

3. 設備投資

当社は、伊那研究所施設の増改築及び首都圏の研修・研究開発施設の開設を行うことにより、研究開発の加速化と競争力の強化を図ります。

4. 関連企業出資

当社の関連企業における研究開発施設の改装及び自動製造機器、研究開発機器の購入等を実施し、既存の研究開発における効率性の向上を図り、研究成果の早期実現を目指すため、当社関連企業へ出資を行います。

5. ファンド組成

将来の技術・開発力に対する先行投資を行うため、ライフサイエンスファンドの運営と国内外のバイオ関連分野のベンチャー企業への投資を当社及び、子会社のエムピーエルベンチャーキャピタル株式会社によって、ライフサイエンスファンドを新たに組成し、ライフサイエンス事業において、ベンチャー企業の成長支援を通じた、最先端の研究・技術情報の収集や、将来的な共同研究・業務提携候補先を開拓することを目指して参ります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	J S R 株式会社		
	本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目9番2号		
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書)	事業年度 第67期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月15日 関東財務局長に提出	
		(四半期報告書)	事業年度 第68期第1四半期 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月9日 関東財務局長に提出	
		事業年度 第68期第2四半期 (自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月9日 関東財務局長に提出		
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。		
	資本関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引関係	子会社のJ S R ライフサイエンス株式会社と原材料の取引関係がございます。		

c 割当予定先の選定理由

当社は、昭和44年に日本で最初の抗体メーカーとして設立されてから現在に至るまで、ライフサイエンス領域、とりわけ免疫学、分子生物学、細胞生物学の領域で研究用試薬の開発、販売や臨床検査薬分野（以下「ライフサイエンス分野」といいます。）において事業活動を進めてまいりました。近年では、科学技術の急速な進歩を受けて、免疫学的な検査に加えて遺伝子診断薬や病理・細胞診などの検査領域や、抗体医薬、細胞治療など癌や感染症治療の領域における活動を強化しております。

ライフサイエンス分野は、日々の研究・技術開発の進展が著しく、世界のどこかで革新的な研究成果が発表されると、直ちに世界各国の研究者によって成果が共有され、場合によっては、企業間の競争力に大きな影響を及ぼす可能性があります。

近時は、特に外資系企業が大規模な資金力を背景として、魅力的な技術や知的財産を保有する中小のバイオ企業のM & Aを行い、様々な研究・開発領域、事業領域に進出してきております。

当社は、このように競争がし烈な事業領域において、有用性が高い技術を有する大学や研究機関発のベンチャー企業等とのネットワークを構築しながら、それらの技術を活用して基礎研究、臨床検査の領域で事業活動を行ってまいりました。

ライフサイエンス分野における企業活動は、研究開発の成果が得られるまでに比較的長期間が必要とされ、一方で新たな研究成果、新しい技術開発の登場により、先行する研究開発や技術の有用性が失われ、競争力を失う可能性を常に孕んでいます。

当社は、このようなライフサイエンス分野固有の特徴や厳しい市場環境に対応し、従来とは区別された急速な成長を実現するために、新規性、有用性のある技術や知的財産に対して早期のアクセス、権利取得の活動や、それらを保有するベンチャー企業等との資本・業務提携などを迅速に可能とし、それら新規技術、知的財産と当社がこれまでに培った技術・開発力を総合して、開発製品を早期にグローバル市場に展開していく体力が必要と考えました。

当社の事業活動を通じて新規技術、知的財産権の獲得及び保有やM & Aなどを推進するには、時間的、資金的な制約があり、ライフサイエンス分野の急速な拡大に合わせて当社の成長を加速させるためには、最適なパートナー企業との提携が必須であると考えました。

このような考えから、当社は、パートナー企業の検討を進め、協議を行ってまいりました結果、当社の事業及び経営方針を理解し、当社事業とシナジーが期待できる企業としてJ S R株式会社との間で資本業務提携契約を締結することといたしました。

J S R株式会社は、主に合成ゴムなどの石油化学系事業や情報電子材料事業を営んでいる会社であり、近年、新たに事業資産の一部をライフサイエンス領域に集中し、海外に子会社を設立して同領域の強化を図るなど体制整備を進めており、同社が得意とする粒子技術、微細加工技術を差別化技術として抗体医薬精製粒子、診断薬用粒子、メディカルポリマー等で優位性のある素材開発に取り組んでおります。

当初は材料の仕入先としての関係でしたが、実務レベルで様々な要望を行い、又は協力を求めるうちに、徐々に共同開発を行う等の取り組みが増えてまいりました。既に両社間では、J S R株式会社得意とする素材開発技術と当社が有する抗体、抗原、遺伝子技術を組み合わせた新たな測定方法の開発や高性能な製品開発への取り組みが模索されており、共同で研究・開発をする中で、相互に‘社会’‘個人’の在り方、‘ゆたかさ’を考える企業姿勢に共感し、企業文化、風土、補完性など相互理解が深まってまいりました。

また、当社は、米国及び中国に生産、販売拠点を設置してグローバル展開を志向してまいりましたが、J S R株式会社が有する海外インフラを活用することで、当社が開発・製造する製品のグローバル展開を加速することが可能になり、相互に成長を加速させることが期待できると考えるに至りました。

さらに、ライフサイエンス分野における恒常的な新規技術への投資を行い、次世代の技術・開発力の確保に取り組むことが必要との認識から、今般、J S R株式会社に対する第三者割当増資を実施することで当社の資本増強を行い、成長投資のための資金を確保することが重要と考えました。

このように当社は、J S R株式会社から今回の資金調達によって次世代の成長への投資を行うと同時に、J S R株式会社との連携を深め、同社の素材技術等を活かした技術開発やインフラ利用による早期のグローバル展開により、当社の競争力及び収益力の向上につなげることが期待されるため、J S R株式会社が割当予定先にふさわしいと判断いたしました。

なお、当社とJ S R株式会社は、本資本業務提携契約において、以下の項目について業務提携を推進することを合意しております。業務提携の具体的な方針及び内容については、今後、両者の間で協議を行った上で決定する予定です。

(i) Latex粒子関連試薬開発

当社が有する抗体、抗原、遺伝子技術と、J S R株式会社が有するLatex素材開発技術を組み合わせることで、高性能なLatex粒子関連試薬の開発及びグローバルでの販売展開を図ります。

(ii) エピゲノム分野における創薬支援ツール開発

当社が進めているエピゲノム関連試薬の開発と、J S R株式会社が進めているエクソソーム関連試薬開発を組み合わせることにより、エピゲノム研究に関わる先端的な試薬の早期開発及びグローバルでの販売展開を図ります。

(iii) 海外インフラの活用

J S R株式会社が有する海外インフラのうち、同社の米国子会社においては、当社との共同研究及びマーケティング拠点として、ベルギー子会社については、欧州圏における販売・物流及びマーケティング拠点として活用することで、ライフサイエンス分野におけるグローバル展開の加速化を目指します。また中国においても当社とJ S Rのお互いの子会社間において、事業連携等の競業を推進致します。

(iv) その他

当社及びJ S R株式会社がそれぞれ進めているライフサイエンス分野における研究者ネットワーク及び共同開発案件を統合することにより、当該分野における情報、技術の取込み及び事業化の加速化を図ります。平成25年6月に開催予定の当社第44回定時株主総会における承認を条件として、当社は、J S R株式会社より指名される1名の取締役を選任する予定であります。

- (注) 1 Latex粒子とは、主に合成ゴムやポリスチレンなどの素材をごく微細な粒子に加工したもので、診断用医薬品の担体として、またはバイオテクノロジー研究に広く一般的に用いられています。
- 2 エピゲノムとは、DNAの機能を制御する、塩基配列のメチル化やヒストンのアセチル化など様々なDNA修飾の総体を示します。発生、再生、老化、遺伝、疾患といった生命現象に深く関与しています。
- 3 エクソソームとは、人体を形成する細胞から放出される小粒子で、細胞間のメッセンジャー機能を有しており、ヒトの誕生から、老化・疾患に関与しています。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 8,704,000株

e 株券等の保有方針

J S R株式会社は、当社の戦略的パートナーとして当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しております。また、J S R株式会社は、本第三者割当の実行により当社の筆頭株主となり、本資本業務提携契約に基づき両社事業の成長を目指していることから、当社の安定株主として当社株式を長期保有する方針であることを確認しております。

また当社は、割当予定先に対して、本第三者割当増資の払込期日（平成25年3月29日）から2年間において、本第三者割当増資により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡するには当社の事前の承諾が必要であること、当該2年間経過の後に当該株式を譲渡する場合においても譲渡相手の氏名・名称、住所、一株当たりの譲渡価額等を当社に通知することにつき確約書の発行を依頼する予定であり内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

J S R株式会社が平成24年6月15日付で関東財務局長へ提出した第67期有価証券報告書の連結財務諸表に記載の純資産額（282,357百万円）並びに現金及び預金の額（20,490百万円）等の状況を確認した結果、本第三者割当の払込みについて十分な資力を有していることを確認しております。

また、本第三者割当は、本提携の一環として行われることに鑑みると、本第三者割当の払込みについては確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるJ S R株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第1部及び株式会社大阪証券取引所市場第1部へ上場しております。また、同社が株式会社東京証券取引所へ提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する基本的な考え方及びその整備状況」における「（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況）」欄に記載している「反社会的勢力との関係については取引関係を含め一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力からの要求に対しては警察等外部専門機関とも連携し、経営トップ以下組織全体で毅然とした態度で断固拒絶する。」また、「当社グループでは、総務部門を反社会的勢力対応部門と定め、総務担当役員が反社会的勢力対応責任者として当該部門を統括し、会社を挙げて組織的に反社会的勢力に対抗します。」との内容を確認することにより、J S R株式会社並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

発行価格については、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(平成25年3月11日)まで1ヶ月間の大証証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値である491円に対して約5%のプレミアムを加えた517円といたしました。

発行価格を直前営業日まで1ヶ月間の終値の平均値を基準とした理由は、最近の当社株価の変動状況や売買高が従前に比して大きく変動しており、また、一般的な相場変動の影響を回避するために一定期間の平均値を基準とする方が算定根拠として客観性が高いと考えられたこと、当社は平成25年2月4日に平成25年3月期第3四半期決算短信を公表したことに加え、割当予定先であるJSR株式会社から当該一定期間を1ヶ月間として算出した平均値を基準とした価格の提案を受けたためです。当社は、直近の株価推移を踏まえ、JSR株式会社との間で交渉を行った結果、過去1ヶ月間の終値の平均値である491円に対して約5%程度のプレミアムを加えた517円をもって発行価格といたしました。

なお、当該発行価格は、過去6ヶ月間の終値の平均値319円に対し約62%のプレミアムを、過去3ヶ月間の終値の平均値385円に対し約34%のプレミアムを、過去1ヶ月間の終値の平均値491円に対し約5%のプレミアムを加えた価格となっております。

当社株価は、直前営業日の終値が646円であるのに対し、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の平均値が491円となっており、直前1ヶ月間の株価が急上昇しており、また、売買高についても、直前営業日の2営業日前の1日当たりの売買高(5,038,000株)は、当社の発行済株式総数(17,355,000株)の3分の1近くまで売買高が急増しているため、このような株価及び売買高の状況等を鑑み、発行価格を本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日まで1ヶ月間の平均値を基準としたものであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な発行価格には該当しないと判断しております。

また、本第三者割当は、当社の経営者から一定の独立性を有する者による必要性及び相当性に関する意見を得る必要があるため、当社は、当社の経営から一定の独立性を有する社外有識者弁護士佐藤明夫氏、当社の社外取締役である加納信吾氏及び当社の社外監査役である小峰雄一氏による第三者委員会を設置しており、同委員会に対し、本第三者割当の発行条件における有利発行該当性について照会しました。

その結果、本第三者割当の発行条件については、本第三者割当を決議する取締役会の直前営業日から1ヶ月遡った期間の大証証券取引所JASDAQ市場の当社普通株式の終値平均を基準とすることに関して、当社の市場株価が直近数週間において高騰しており、当社の決算状況や資産状況に照らすと、直近の市場株価が必ずしも客観的企業価値を正確に反映したものではない可能性があることから、直前営業日の終値ではなく、一定期間の終値の平均値を基準とすることに十分合理性が認められるとし、さらに、当社の資金調達による目的を達成することと今回の資金調達により今後の当社の成長を加速化させるというメリットを超えて、既存株主の利益が害されているとはいえず、当社の置かれた状況に照らして、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の条件の合理性に関する考え方

本第三者割当は、平成25年3月12日現在の当社普通株式の発行済株式総数17,355,000株に対する割合が50.2%、総議決権個数17,102個に対する割合が50.9%となり、既存株式に対して大規模な希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社が本第三者割当によって成長投資のための資金を調達し、いち早く新規技術へ投資を実行し、次世代の技術・開発力の確保に取り組むことが、技術開発競争が激化する市場環境のもとで当社の成長を維持・加速させるために必要不可欠であり、かつ、将来的には既存株主の皆様の利益につながるものであることから、本第三者割当による新株式の発行株数及び希薄化の規模については合理性が認められると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成25年3月12日現在の当社の発行済株式総数17,355,000株に係る議決権総数は17,102個であり、本第三者割当増資により発行される新株式8,704,000株に係る議決権数は8,704個となりますので、当該新株式数の発行済株式総数に対する割合は50.2%、当該新株式数に係る議決権数の議決権総数に対する割合は50.9%となり、本第三者割当増資により25%以上の割合で希薄化が生じます。従いまして、本第三者割当増資による新株式発行は大規模な第三者割当に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
J S R 株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号	0	0.00%	8,704,000	33.73%
数納 幸子	名古屋市東区	1,334,350	7.80%	1,334,350	5.17%
西田 克彦	愛知県尾張旭市	582,300	3.40%	582,300	2.26%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号日本生命証券管理部内	290,000	1.70%	290,000	1.12%
浅野 鏡太郎	名古屋市昭和区	284,060	1.66%	284,060	1.10%
数納 博	愛知県春日井市	240,000	1.40%	240,000	0.93%
M B L 社員持株会	名古屋市中区栄4丁目5-3 K D X 名古屋栄ビル10階	234,250	1.37%	234,250	0.91%
大塚 歓一郎	茨城県つくば市	172,000	1.01%	172,000	0.67%
日清トレーディング株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目25	150,000	0.88%	150,000	0.58%
株式会社ヘルスケア・キャピタル	三重県津市藤方501番地の62	142,000	0.83%	142,000	0.55%
浅野 峰子	名古屋市昭和区	126,500	0.74%	126,500	0.49%
計		3,555,460	20.79%	12,259,460	47.51%

(注) 1 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件第三者割当増資に係る新株式発行後の総議決権数25,806個に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、ライフサイエンス分野固有の特長や厳しい市場環境に対応し、従来とは区別された急速な成長を実現するために、新規性、有用性のある技術や知的財産に対して早期のアクセス、権利取得の活動や、それらを保有するベンチャー企業等との資本・業務提携などを迅速に可能とし、それら新規技術、知的財産と当社がこれまでに培った技術・開発力を総合して、開発製品を早期にグローバル市場に展開していく体力が必要と考えました。

もっとも、当社の事業活動を通じて新規技術、知的財産の権利保有やM & Aなどを推進するには、時間的、資金的な制約があり、ライフサイエンス分野の急速な拡大に合わせて当社の成長を加速させるためには、最適なパートナー企業との提携が必須であると考えました。

そして、当社の事業及び経営方針を理解し、当社事業とシナジーが期待できる企業としてJ S R株式会社と資本業務提携をすることとなりました。

当社は、J S R株式会社が得意とする素材開発技術と当社が有する抗体、抗原、遺伝子技術を組み合わせる新たな測定方法の開発や高性能な製品開発への取り組みの一層の推進が可能となり、また、当社は米国及び中国に生産、販売拠点を設置してグローバル展開を志向してまいりましたが、J S R株式会社が有する海外インフラを活用することで、当社が開発・製造する製品のグローバル展開を加速することが可能になり、相互に成長を加速させることが期待できると考えています。

さらに、ライフサイエンス分野における恒常的な新規技術への投資を行い、次世代の技術・開発力の確保に取り組むことが必要との認識から今般、J S R株式会社に対する第三者割当増資を実施することで当社の資本増強を行い、成長投資のための資金を確保することが重要と考えました。

もっとも、本第三者割当により発行される新株式に係る議決権の数は8,704であり、平成25年3月12日現在の当社の総株主の議決権数17,102個に対する割合は50.9%に相当することから、短期的には、持ち分割合の希薄化及び当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

しかし、当社は、上記のとおり、本提携に基づく本第三者割当により成長投資のための資金を調達し、いち早く新規技術へ投資を実行することで次世代の技術・開発力の確保に取り組むことが、技術開発競争が激化する市場環境のもとで当社の成長を維持・加速させるために必要不可欠であると考えております。

したがって、本第三者割当は、将来的には既存株主の皆様との利益につながるものであることから、本第三者割当による新株式の発行株数及び希薄化の規模については合理性が認められると判断いたしました。

また、資金調達の方法については、ライフサイエンス領域における研究開発の性質上、研究成果を収益に結び付けるまでに長時間を要するため、新規投資の実行直後には収益を確保できない可能性があり、借入や社債発行等の負債性の資金調達によって新規投資を行った場合には、当社の収益に対する影響が大きいため、株式の発行による資金調達を行うべきであると判断しました。また、株式の発行方法については、公募増資やライツ・オファリングといった方法もありますが、「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、本提携によりJ S R株式会社と連携することで成長を加速させることを目指しており、本第三者割当に加えて、同社との提携が当社の成長及び企業価値の向上に不可欠であることから、当社は第三者割当の方法を採用すべきと判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当は、希薄化率が25%以上であることから、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見入手、又は当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認のいずれかの手続きをとることとなっております。

そこで、当社は、当社及びJ S R株式会社の経営者から一定程度独立性を有する社外有識者である弁護士佐藤明夫氏、当社の社外取締役である加納信吾氏及び当社の社外監査役である小峰雄一氏によって構成される第三者委員会に対し、本第三者割当に関する諮問を行い、募集の目的及び理由（割当予定先の選定理由を含みます）、募集の条件、調達資金の額、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率、今後の事業計画、その他必要と思われる事項を説明した上で、本第三者割当に関する必要性及び相当性について意見を求めました。

その結果、第三者委員会は、当社の取締役会に対し、本提携は当社の成長を維持・加速させ、中長期的な企業価値の向上に資するものであり、本提携相手であるJ S R株式会社が割当予定先として最善であり、本第三者割当による調達資金が、当社の成長投資並びに既存事業の成長・効率化に充てられること等から本第三者割当には必要性が認められ、かつ、資金調達方法の選択や希薄化の規模に合理性が認められ、払込金額を決定する際の基準も妥当であることから本第三者割当には相当性があると認められる旨の平成25年3月12日付の意見書を提出しております。

そして、当社は、平成25年3月12日開催の取締役会において、上記意見を参考に慎重に協議・検討を行いました。その結果、本第三者割当による希薄化率は50.2%となり、既存株主への影響は大きいものの、今後、当社が厳しい事業環境下において競争力を維持するためには、本第三者割当による調達資金をもって速やかにライセンス・シードを獲得することが必要不可欠であること、また、本第三者割当増資は、当社の中長期的な企業価値の向上及び当社株主の利益を図る上で有益であることから、本第三者割当を実施することに合理性があると判断いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第43期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月12日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、以下の変更及び追加がありました。以下の内容は、有価証券報告書（第43期）に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、追加箇所については下線で示してあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月12日）現在において当社グループが判断したものであります。

4（事業等のリスク）

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

< 中略 >

(7) 株式の希薄化について

本第三者割当増資により新規発行する株式8,704,000株は、平成25年3月12日現在当社の発行済株式総数17,355,000株の50.2%（新株式発行後の発行済株式総数の33.4%）にあたり、当該新規発行株式が発行された場合、1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。

2. 経営上の重要な契約等について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第43期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月12日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「経営上の重要な契約等」について以下の追加がありました。

以下の内容は、有価証券報告書（第43期）に記載された「経営上の重要な契約等」の追加箇所を記載したものであり、追加箇所については下線で示してあります。

相手先名	契約内容	契約期間
< 中略 >	< 中略 >	< 中略 >
BCI社	1. <u>BCI社製のMHCテトラマー試薬170品目の既存の欧米市場と顧客情報の譲受</u> 2. <u>MHCテトラマー製品の製造方法、新製品の開発技術及び関連特許の実施権の譲受</u> 3. <u>BCI社のMHCテトラマーに関する技術ノウハウ情報及び学術的資料の譲受</u> 4. <u>感染・がん抗原エピトープ同定試薬の開発・製造及び販売権の譲受</u>	<u>平成24年11月20日から平成29年11月19日まで</u>

< 以下省略 >

3. 設備計画の変更について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第43期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月12日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「重要な設備の新設」について以下の変更及び追加がありました。

以下の内容は、有価証券報告書（第43期）に記載された「経営上の重要な契約等」の変更及び追加箇所を記載したものであり、変更及び追加箇所については下線で示してあります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	伊那研究所 (長野県伊那市)	試薬事業	生産棟 (設備装 置含む)	700,000		増資資金	平成25年10月	平成27年3月	生産能率 の向上と 耐震設備 の獲得
提出会社	首都圏研修・デモ及 び研究開発施設 (茨城県つくば市)	試薬事業	研修・デ モ及び研 究開発施 設	172,750		増資資金	平成25年10月	平成27年3月	首都圏エ リアにお ける販促 能力の増 強
MBL International Corporation	米国 マサチューセッツ州 ウォーバーン	試薬事業	製造関連 設備	800,000		増資資金	平成25年4月	平成26年3月	自社製品 の自動化 に伴う生 産能力の 向上
北京博邁生物 技术有限公司	中華人民共和国 北京市	試薬事業	研究関連 設備	200,000		増資資金	平成25年4月	平成26年3月	新規研究 開発テー マの進展

4. 重要な後発事象について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第43期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月12日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「重要な後発事象」について以下の変更及び追加がありました。

以下の内容は、有価証券報告書（第43期）に記載された「重要な後発事象」の変更及び追加箇所を記載したものであり、変更及び追加箇所については下線で示してあります。

（重要な後発事象）

平成25年1月22日開催の取締役会において、株式会社ACTGen（以下、「ACTGen」といいます。）を吸収合併することを決議し、平成25年1月22日付で合併契約を締結していましたが、平成25年3月1日付で当該合併の効力が発生いたしました。

(1) 合併の目的

ACTGenは、レトロウイルスを用いたシグナルシークエンストラップ法（SST-REX法）を利用して新規創薬シーズを創出する事業を営む目的で設立され、当社とは営業活動の提携、近年はACTGenの保有技術を当社総合受託サービスのアプリケーションの一つに組み込むなど、つながりを持続してまいりました。

このたび、抗体医薬品の創薬をはじめとした当社事業の発展、企業価値の向上及び収益力の拡大を図るため、ACTGenを吸収合併することといたしました。

(2) 合併効力発生日

平成25年3月1日

本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易吸収合併であり、当社においては合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(3) 合併の方式

当社を存続会社、ACTGenを消滅会社とする吸収合併方式で、ACTGenは解散いたしました。

(4) 合併後の名称

株式会社医学生物学研究所

(5) 吸収合併の相手会社に関する事項（平成23年12月31日現在）

会社名	株式会社ACTGen
主な事業の内容	研究用試薬及び抗体医薬品の研究・開発
売上高	50,744千円
当期純損失（ ）	80,791千円
総資産	59,623千円
負債	133,404千円
純資産	73,780千円
従業員数	5名

5. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第43期）の提出日（平成24年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月12日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局に提出しております。

（平成24年6月27日提出）

1 提出理由

平成24年6月25日開催の当社第43回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金4円

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、桜井 博雄、小峰 雄一及び河地 富晴を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	8,165	191	0	（注）1	可決（97.71%）
第2号議案				（注）2	
桜井 博雄	8,200	159	0		可決（98.10%）
小峰 雄一	8,180	179	0		可決（97.86%）
河地 富晴	8,203	156	0		可決（98.13%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第43期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月26日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第44期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月8日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月7日

株式会社医学生物学研究所
取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 足立 仁史 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大西 正己 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社医学生物学研究所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社医学生物学研究所及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月22日

株式会社医学生物学研究所
取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 中田 恵美
業務執行社員

代表社員 公認会計士 足立 仁史
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社医学生物学研究所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社医学生物学研究所及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社医学生物学研究所の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社医学生物学研究所が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

株式会社医学生物学研究所
取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 中 田 恵 美
業務執行社員

代表社員 公認会計士 足 立 仁 史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社医学生物学研究所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社医学生物学研究所の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。